

2. 鋼管杭鉄筋コンクリート壁構造区への変更について(1/2)



- ◆ これまで実施してきた地盤の液状化強度試験等のデータが3月末までに取得され、一次元有効応力解析による液状化判定を行った結果、原地盤は液状化しないことから、今般、敷地側面北側においても「鋼管杭鉄筋コンクリート壁構造」が適用可能と判断した。
- ◆ よって、「セメント固化盛土構造」に代わり、より一層強固な部材である鋼管杭や鉄筋コンクリートを用いることで、耐津波、耐震の安全裕度向上が見込まれる「鋼管杭鉄筋コンクリート壁構造」へ変更することとした。
 なお、「鋼管杭鉄筋コンクリート壁構造」は、申請当時から岩盤が比較的浅い敷地側面南側のJAEA殿との敷地境界付近を対象に設計検討を進めており、これを「セメント固化盛土構造」区間へも適用するものである。

